

渡良瀬遊水地ロゴマーク使用規程等について

◆今後のスケジュールについて

項目	内容	時期
商標登録	特許庁へ商標の登録出願書類の提出 登録完了	1月末完了 6月中旬見込
公表	協議会構成団体のHP等で公表（記者発表） 報道機関へ情報提供	3月末
使用	公表後、構成団体が行うイベントチラシ等に使用する	4月以降
表彰	平成29年に開催予定のシンポジウム等で表彰式を行う	7月1日(土)

- ・ 選定結果について応募者へ通知する
 - ①最優秀賞の方＝公表前にメールにてお知らせする。
 - ②その他応募者＝公表後にメール、郵送にてお知らせする。
- ・ 公表前に、構成団体及び選定委員あてに選定結果を文書にて報告する。（2月下旬）
- ・ 公表の方法（募集開始時の記者発表と同様とする）※3月中
- ・ 公表後構成団体に限り使用を開始し、使用届出の受付は7月以降とする。

◆使用規程について

- ・ 構成団体は、公表後は使用可とする。
- ・ 構成団体以外は、シンポジウム後から使用届出の受付を開始する。
- ・ 届出書の受理、使用の可否の判断等は、協議会事務局の利根上をお願いする。
- ・ 使用の可否の判断等の基準（目安）を整理し、幹事会に提示し了承を得る。
- ・ 別途、使用マニュアルを定め、届出を要しない構成団体にも周知をする。